

農業分野における排出量取引制度：
ニュージーランドにおける制度設計

農林水産政策研究所 研究員
澤内 大輔

1. はじめに

ニュージーランドでは、温室効果ガス（GHG）排出量削減のために、2008 年より GHG の排出量取引制度（NZ ETS; New Zealand Emissions Trading Scheme）を実施しています。NZ ETS の特徴の一つに、メタンや一酸化二窒素といった農業分野からの GHG 排出も対象とした制度である点があげられます。本報告では、文献調査およびニュージーランド農林省などへのインタビュー調査をもとに、NZ ETS における農業分野由来 GHG の取り扱い概要、制度設計の経緯、制度実施による影響などについて報告しました。

2. ニュージーランド排出量取引制度の概要

2002 年 11 月、ニュージーランド政府による地球温暖化対策の取組を規定した Climate Change Response Act（CCRA2002）が成立しました。その後、CCRA2002 の修正を繰り返し、2008 年 9 月から NZ ETS が導入されています。NZ ETS はキャップ・アンド・トレード型の排出量取引であり、対象となった企業は、自社の GHG 排出量を算定・報告し、それと同等量の排出枠（NZU）を政府に提出することが義務づけられます。NZU は政府が発行しており、有償（1NZU あたり NZ\$25）で配分するほか、一部産業に対しては無償で配分されます。

NZ ETS は、京都議定書に定められている全ての GHG 排出/吸収源からの全ての GHG を対象とした排出量取引制度です。とはいえ、制度の実施は、段階的に対象範囲を広げていく方式をとっており、農業分野由来の GHG については 2015 年 1 月から本格的に NZ ETS に組み込まれることになっています。

3. 農業分野由来 GHG の取り扱い

ニュージーランドでは、農林業における温暖化緩和策として、排出量取引制度以外にも、環境税や肥料等の使用制限などが検討されてきました。しかし、2008 年 9 月には、京都議定書など国際的な枠組みに整合的な制度である点などを重視して、農業分野由来 GHG を排出量取引制度の枠組みで取り扱うことが決められました。

2010 年 10 月現在では、一部の規程はまだ定められていない段階ですが、現段階での NZ ETS における農業分野由来の GHG の取り扱いの特徴は以下の通りです。

第 1 に、GHG 排出量の算定・報告や NZU の入手・提出といった義務は、乳業メーカー、と畜業者、肥

料メーカーなどの加工業者段階（以下、加工業者と略）に課せられている点です。実際に GHG が排出されている農家段階ではなく、加工業者が GHG 排出量を管理することで、NZ ETS の参加者数を大幅に抑えることが可能になり、検証・確認作業にかかる行政コスト削減等の効果が見込まれます。

第 2 に、GHG 排出量の算定には、活動量と排出係数を用いた簡易な方法が用いられている点です。これは、生乳処理量や食肉加工量などの活動量に、活動量 1 単位あたりの GHG 排出量である排出係数を掛け合わせることで GHG 排出量を算定するものです。この算定方法は、加工業者が持っている経営情報のみで対応可能であるため、GHG 排出量算定にかかるコストの削減に資するものと考えられます。

第 3 に、加工業者が政府に提出すべき NZU の 90% 相当を政府が無償で加工業者に配分する点です。これにより、加工業者は実質的に GHG 排出量の 10% のみに対して NZU の入手・提出の義務を負うことになります。

このように、NZ ETS における農業分野由来 GHG 排出の取り扱いでは、加工業者による農業分野由来の GHG 排出量管理や簡易な GHG 排出量の算定方法採用などの工夫により、制度実施に伴う取引コストを削減する取組が見られました。しかし同時に、これらの取組では、個別の農家による GHG 排出量削減のインセンティブが乏しく、農家段階での GHG 排出量削減が促進されない恐れがあります。また、簡易な方法により算定された GHG 排出量は、実際の排出量や国連に報告するインベントリの排出量と異なる値になることも考えられます。

2015 年からの農業分野由来 GHG も含んだ NZETS の本格実施によって、加工業者は①加工業者自体の業務に由来する GHG、②農家が使う燃料に由来する GHG、③農業分野由来の GHG（メタン、一酸化二窒素）に関わるコストを負担することになります。この影響に関して、ニュージーランド農林省や乳業メーカーによる乳製品を対象にした試算では、乳固形分 1kg あたり 4～7 セント程度の生産コスト増が見込まれています。

4. おわりに

本報告で見てきた NZ ETS における農業分野由来 GHG の取り扱いでは、制度の実行可能性を重視し、加工業者による GHG 排出量の管理や簡易な GHG 排出量算定方法の採用など取引費用削減に資する取組が見られました。我が国においても、同様の方策を用いることで農業分野由来の GHG の取引対象化が可能になると考えられます。とはいえ、GHG 排出量算定の正確さや農家レベルでの GHG 排出量削減インセンティブが損なわれかねないことも示唆されたものと考えます。